

議案第58号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改

正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(公募の例外) 第4条 知事は、次に掲げる事由の <u>いずれか</u> に該当する者については、公募を行わず、県営住宅に入居させることができる。 (1)～(6) 略 (7) 現に公営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと、 <u>既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受けることとなったこと</u> その他 <u>既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて知事が入居者を募集しようとしている県営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。 (8) 略</u>	(公募の例外) 第4条 知事は、次に掲げる事由の一に該当する者については、 公募を行わず、県営住宅に入居させることができる。 (1)～(6) 略 (7) 現に公営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと <u>又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受けることとなったことにより、</u> 知事が入居者を募集しようとしている県営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。 (8) 略
(敷金の納付等)	(敷金の納付等)

第11条 略

2 前項による敷金は、入居者が県営住宅を退去するときに還付する。ただし、未納の家賃、県営住宅の敷地内に所在する駐車場（以下「県営住宅駐車場」という。）の使用料（以下「駐車場使用料」という。）又は損害賠償金があるときは、敷金の中からこれを控除する。

3 略

(収入超過者に対する家賃)

第21条 略

2 知事は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入及び前項の規定により当該県営住宅の家賃が定められこととなった年度から経過した期間を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。

3 略

(県営住宅駐車場使用者の資格)

第24条の14 県営住宅駐車場を使用することができる者は、県営住宅の入居者（第24条の9の規定により県営住宅を使用する者

第11条 略

2 前項による敷金は、入居者が県営住宅を退去するときに還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金の中からこれを控除する。

3 略

(収入超過者に対する家賃)

第21条 略

2 知事は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。

3 略

(県営住宅駐車場使用者の資格)

第24条の14 県営住宅の敷地内に所在する駐車場（以下「県営住宅駐車場」という。）を使用することができる者は、県営住宅

を含む。) のうち次に掲げる条件を備えている者とする。

(1)～(3) 略

2 略

(使用料)

第24条の16 知事は、県営住宅駐車場を使用する者から、毎月、駐車場使用料を徴収する。

2～5 略

(管理の代行)

第26条 知事は、法第47条の規定に基づき、別表第2の左欄に掲げる県営住宅（共同施設を含む。）の管理をそれぞれ同表の右欄に掲げる市町村に行わせる。

2 前項の規定による管理の対象となる事務は、別表第3に掲げる事務の範囲内で、市町村と協議して定める。この場合において、当該市町村に行わせることとなる事務に関するこの条例の規定（第7条第4項第5号、第6号及び第8号、第9条第1項第1号並びに第24条の18第1項第7号及び第8号を除く。）中

の入居者（第24条の9の規定により県営住宅を使用する者を含む。) のうち次に掲げる条件を備えている者とする。

(1)～(3) 略

2 略

(使用料)

第24条の16 知事は、県営住宅駐車場を使用する者から、毎月、当該駐車場の使用料（以下「駐車場使用料」という。）を徴収する。

2～5 略

(管理の委託)

第26条 知事は、別表第2の左欄に掲げる県営住宅（共同施設を含む。）の施設設備の保全及び入居者の決定に関する事務をそれぞれ同表の右欄に掲げる者に委託する。

「知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

別表第1 (第2条の2関係)

名 称	位 置
略	
相生町団地	鳥取市相生町二丁目
略	
緑町第1団地	鳥取市立川町六丁目
緑町第2団地	
略	

別表第2 (第26条関係)

名 称	管 理 代 行 市 町 村
倉田団地 高草団地 西品治団地 湖南団地 美穂第1団地 美穂第2団地 円	鳥取市

別表第1 (第2条の2関係)

名 称	位 置
略	
相生町団地	鳥取市相生町二丁目
賀露港団地	鳥取市賀露町北三丁目
略	
緑町第1団地	鳥取市立川町六丁目
緑町第2団地	
寿団地	鳥取市西品治
略	

別表第2 (第26条関係)

名 称	委 託 先
賀露港団地 倉田団地 高草団地 西品治団地 湖南団地 美穂第1団地 美穂第2団地 円	鳥取市

通寺団地 国安南団地 宇 倍野第1団地 宇倍野第2 団地 西郷団地 ほきもと 団地 宝木団地		第2団地 円通寺団地 国 安南団地 宇倍野第1団地 宇倍野第2団地 西郷団 地 ほきもと団地 宝木団 地	
略			
三明寺団地 北野団地 小 鴨団地 東和田団地 高城 第1団地 高城第2団地 高城第3団地	倉吉市	三明寺団地 北野団地 小 鴨団地 東和田団地 高城 第1団地 高城第2団地 高城第3団地 鴨川団地	倉吉市
略			
陰田団地	米子市	陰田団地	米子市
略			
渡団地 外江団地 弥生団 地 上道団地 高松団地 美保団地 誠道団地 余子 団地 夕日ヶ丘団地	境港市	略	

別表第3 (第26条関係)

この条例の条項	事務の内容
第3条	入居者の公募に係る事務
第5条第2項及び第3項	単身入居が認められない要件に該当するかどうか判断するための調査及び市町村長への意見の徴求に係る事務
第6条	入居者の決定等に係る事務
第7条	入居者の選考に係る事務
第8条	入居補欠者の決定等に係る事務
第9条	入居の手続に係る事務
第9条の2	同居の承認に係る事務
第9条の3	入居の承継の承認に係る事務
第14条第2項	県営住宅の修繕又は費用負担の指示に係る事務
第16条第2項	県営住宅を引き続き15日以上使用しないときの届出の受理に係る事務
第17条第3項	県営住宅の一部の他用途利用の承認に係る事務

第18条第1項及び第2項	県営住宅の増築等の承認に係る事務
第21条の2第1項及び第4項	高額所得者に対する県営住宅の明渡請求に係る事務
第21条の4	収入超過者に対する他の住宅のあっせん等に係る事務
第22条	高額所得者に対する県営住宅の明渡請求又は収入超過者に対する他の住宅のあっせんのための収入状況の報告の請求に係る事務
第23条	退去時等の検査に係る事務
第24条第1項及び第5項	不正の行為等による入居者に対する県営住宅の明渡請求に係る事務（家賃を3月以上滞納したことを事由とする明渡請求に係る事務を除く。）
第24条の13第2項	敷地内に駐車している者に対する移動その他必要な措置命令に係る事務
第24条の15	県営住宅駐車場の使用許可に係る事務

る事務	
第24条の18第1項	不正の行為等による使用者に対する県営住宅駐車場の明渡請求に係る事務（駐車場使用料を3月以上滞納したことを事由とする明渡請求に係る事務を除く。）
第24条の19において準用する第9条の2、第9条の3第1項、第16条第2項、第21条の2第1項及び第4項並びに第23条第1項、第3項及び第4項	県営住宅駐車場の管理について県営住宅に関する規定を準用した高額所得者に対する明渡請求等に係る事務

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第4条、第11条第2項、第24条の14第1項及び第24条の16第1項の改正、別表第1及び別表第2の改正（賀露港団地及び寿団地に関する部分に限る。）並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の公布の日前に入居の決定を受けた者（鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和43年鳥取県条例第5号。以下「特別県営住宅条例」という。）第2条第1号に規定する特別県営住宅への入居の決定を受けた者を含む。）に対する敷金の還付については、改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第11条第2項（特別県営住宅条例第8条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の規定によりされた承認、許可その他の行為で、新条例第26条の規定により市町村が管理を行う県営住宅に関するものは、新条例の相当する規定によりされた承認、許可その他の行為とみなす。